

農業資材審議会
第20回種苗分科会

農林水産省食料産業局

農業資材審議会
第20回種苗分科会
議事次第

日時：令和3年3月15日（月）

15：04～16：47

場所：農林水産省第2特別会議室

1. 開 会
2. 挨 拶
3. 議 事
 - （1）改正種苗法の概要について
 - （2）「重要な形質」の指定について（諮問）
 - （3）改正種苗法における重要な形質の考え方
4. 閉 会

午後 3時04分開会

○藤田室長 それでは、ただ今から農業資材審議会第20回種苗分科会を開会いたします。

知的財産課種苗室長の藤田でございます。委員及び専門委員におかれましては、御多忙のところ御出席賜り、ありがとうございます。今回は、新型コロナウイルス感染防止対策のため、ウェブにて開催とさせていただきます。不慣れな点、また、接続の不安定などがあるかもしれませんが、その場合は、適宜、事務局としてもフォローして、発言を繰り返させていただいたりしますので、問題がありましたら、その都度、申しつけください。議事に入るまでの間、進行を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、開会に当たりまして、内閣審議官の杉中から御挨拶申し上げます。

○杉中審議官 ただいま、御紹介いただきました食料産業局審議官の杉中でございます。

農業資材審議会の第20回の種苗分科会の開催に当たり、一言、御挨拶を申し上げます。

まず、御出席の委員の皆様方におかれましては、平素より農林水産行政についての、御指導を賜り、この場を借りて厚く御礼を申し上げます。

先ほど、室長が言ったように、コロナ禍でオンラインの開催とさせていただきましたけれども、このような形式での開催に御理解を頂き、御礼を申し上げます。いろいろ不都合もあると思いますけれども、よろしくお願いいたします。

さて、皆様、御承知のとおり、種苗法については改正をされまして、昨年12月2日に改正種苗法が国会において成立し、12月9日に公布されました。今回の改正は、優良な植物新品種が海外に流出して輸出の機会が失われる問題に対応するために、登録品種について、出願時に国内利用限定の利用条件を付せば、海外への持ち出しを制限できるようにする。併せて、育成者権者が登録品種の増殖実態を把握して、種苗の適切な流通の管理が可能となるよう、登録品種の自家増殖については、育成者権者の許諾に基づき行うこととする、という内容でございます。

また、育成者権を活用しやすくするため、品種登録審査時の特性表を侵害の立証に活用できるように措置をいたしました。本年4月に第一弾として施行される、海外持ち出しの制限につきましては、既に出願・登録されている品種にも適用され、官報に掲載されることで効力を発するようになります。これらによって、日本の強みである新品種の知的財産権を守り、産地形成の後押しをして、地域の農業の活性化に資するよう進めてまいります。

本日、御審議いただく「重要な形質」につきましては、種苗法第2条第7項の規定に基づき、当分科会の意見を聞いて、農林水産省令で定める区分ごとに定めるとされております。

す。今回は、新規植物の重要な形質の設定、国際的な標準への準拠等による改正について、委員の皆様にご審議を頂きます。

また、議題3では、「改正種苗法における重要な形質の考え方」について提案をさせていただきます。今回の法改正の中で、育成者権の範囲を明確にするという観点から、「重要な形質の取り扱い」というのが明確化されるとともに、かなり変更が加えられることになっております。後ほど具体的に説明いたしますけれども、令和4年度から重要な形質に基づき作成される特性表について、品種登録前に、出願者が審査特性が事実と異なると思うときには、訂正を求めることができるように措置をされております。

また、特性表と被疑侵害品種の特性を比較することで両者の区別性を推定する制度、育成者権者等が農林水産大臣に対して特性表等により育成者権が及ぶ品種であるかどうか判定を求めることができる制度などが措置されております。訂正の請求ができる形質については、出願者が出願書に記載した形質であることを要件とする予定であることや、侵害立証を容易にする措置に伴って、重要な形質を必ず審査する、いわゆる必須形質と言われるものと、出願者が求めた場合に限り審査する任意の特性というものに区分することについて、出願者にも、十分御理解を頂いた上で、願書に記載をしていただく必要があります。

このような法律の改正の考え方について、委員の皆様からの御意見も頂戴いたしまして、次年度の審議会では、法の考え方に即して、広範囲で重要な形質について御審議を頂くということを予定しております。

委員の皆様方におかれましては十分な御審議を賜りますようお願いを申し上げ、私の挨拶といたします。以上、今日はよろしくお願いします。

○藤田室長 ありがとうございました。

続きまして、資料の確認をいたします。

お送りしてございます資料について、まず、資料1～5までが本体資料でございます。お手元にあるでしょうか。それから参考資料については、1～4をお届けしてございます。いずれも手元に置いて、ご覧いただければと思います。

欠落等がありましたら、メールで送ることもできますので、御連絡いただければと思います。

それでは、続きまして、委員、専門委員の方々の御紹介をさせていただきます。なかなかこの画面で見ていただくというのは難しいかと思いますが、まず、こちらからお名前を紹介させていただきます。

まず、委員ですけれども、分科会長をお願いしております茶園委員でございます。

続きまして、笈川委員です。

○笈川委員 よろしく申し上げます。

○藤田室長 続きまして、小野委員でございます。

続きまして、長岡委員です。

○長岡委員 よろしくお願いいたします。

○藤田室長 続きまして、中村委員です。

○中村委員 中村です。よろしくお願いいたします。

○藤田室長 続きまして、彦坂委員です。

○彦坂委員 彦坂です。よろしく申し上げます。

○藤田室長 続きまして、柳下委員です。

○柳下委員 柳下です。よろしく申し上げます。

○藤田室長 どうもありがとうございます。

続きまして、専門委員の皆様を御紹介申し上げます。

明石専門委員でございます。

○明石専門委員 明石です。よろしく申し上げます。

○藤田室長 浅木専門委員です。

○浅木専門委員 浅木です。よろしくお願いいたします。

○藤田室長 河野専門委員です。

○河野専門委員 河野です。よろしくお願いいたします。

○藤田室長 西川専門委員です。

○西川専門委員 西川です。よろしく申し上げます。

○藤田室長 山田専門委員です。

○山田専門委員 山田です。よろしく申し上げます。

○藤田室長 どうもありがとうございます。

本分科会には、委員の定数7名のところ、本日は7名全員に御出席いただいておりますので、農業資材審議会令第7条第1項の規定により、本分科会が成立していることを御報告申し上げます。

事務局につきましては、先ほど、御挨拶申し上げた内閣審議官の杉中のほか、知的財産課長の尾崎、私、種苗室長、また、総括審査官の前田、ほかが出席しておりますけれども、

時間の関係上、紹介を割愛させていただきます。

なお、本日の分科会の議事及び議事録は公開いたしますので、その旨、御了解いただきたいと思います。

それでは、これから議事の進行に当たりまして、農業資材審議会議事規則により分科会長の茶園委員に議事の進行をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○茶園分科会長 茶園です。では、早速、議事に入りたいと思います。

農林水産大臣から本審議会に対し、資料１のとおり、農林水産植物の「重要な形質」の指定について諮問がございました。本日は、この諮問について御議論いただきますけれども、それに先立ちまして、改正種苗法の概要につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○尾崎課長 知的財産課長の尾崎でございます。本日、議事が立て込んでいますけれども、若干、お時間を頂きまして、先般、成立いたしました改正種苗法の内容につきまして概略を御説明させていただきたいと思います。

お手元の資料の資料２と３は、私ども、臨時国会において改正種苗法成立後、全国、それから各ブロックごとの改正種苗法の説明会を１月から３月にかけて行っております。その中で使わせていただいた資料を、今回お配りさせていただいております。私から、資料３に沿って御説明をしていきたいと思います。

この資料は一般向けにできておりますけれども、今日の審議会に御出席いただいている委員の皆様は、種苗法の基本的なところについては、既に御理解を頂いていると思いますし、この種苗法の基本的な枠組みについては変わるものではございませんので、今回の改正の趣旨に当たるところから、御説明をしていきたいと思います。

８ページをお願いいたします。

今般、種苗法の改正をさせていただきましたけれども、その契機となりましたのが、我が国の農林水産業の強みとなっております優れた新品種が、国内で国内農業の振興のために開発されたものでございますけれども、ここに紹介しておりますシャインマスカットのように、海外に苗木が流出してしまっ、海外で産地が形成されているというような事態が確認されています。こういった、海外への新品種の流出を放置しておきますと、我が国の農業の強みを失ってしまいます。特に、国産の農林水産物を海外にも展開していこうという中で、こういった中国や韓国の生産によるシャインマスカットが第三国で我が国の輸出品と競合してしまうという事態が、現に起こっているということで、右の方を見ていた

できますと、東南アジアの市場で、日本のシャインマスカットと競合する形で中国産や韓国産のシャインマスカットが出てきている、こういったことにもなっています。中国産、韓国産のシャインマスカットの値段ということであれば、我が国の国産の輸出品に比較しますと3分の1とか4分の1という値段になりますので、我が国の農業者が得られるべき利益が、こういうところで失われてしまうというような事態にもなっています。

9ページを見ていただきますと、この登録品種の海外流出に至った背景にある課題というものがございます。シャインマスカットの例を見ますと、苗木を買って海外に持ち出しているということが行われている節があるということです。こういった、買った種苗の海外持ち出しにつきましては、現行の種苗法においては、お金を払うことによって、知的財産権としての育成者権が消滅してしまうということで海外持ち出しを育成者権者が止めることができなかったところが、海外流出の一つの根っこにあるということです。

下段にいきますと、山形県の紅秀峰というさくらんぼの流出事例がございました。

これにつきましては、山形県が県内農業の振興のために開発した、さくらんぼ品種ということで、市場ではそんなに出回るような品種ではなかったわけですが、県内農業者が増殖をしている中で、増殖された種苗が育成者権者の山形県に無断でオーストラリアに渡ってしまったということです。ここの部分につきましては、自家増殖が農業者によって行われることについて、この現行の種苗法において例外扱いをされていたということで、育成者権者が把握してきちんとした対応をすることが非常に難しい状況にあったということでございまして、ここのところにきちんと育成者権者が対応できる、そして、流出があれば立証もできる、こういった環境を整える必要があるということで、今回、種苗法の改正に至ったというものでございます。

また、この種苗法は、前回の改正から非常に時間が経っておりまして、その期間にいろいろなその他の知的財産権法の中で措置されたような事項についても、まだ未措置の部分がありましたので、併せて措置をさせていただいたという状況です。内容につきましては、11ページに全体像が示されております。この中で、大きな内容としては、数字1から10までありますけれども、1、2、3というところが重要でございます。この3つがやはり海外持ち出しをきちんと管理するためのものになります。

それから、今回、審議会の中で議論する重要な特性につきましては6番のところで関連の規定がございます。こういうところを追って御説明をしていきます。

12ページでございます。まず、海外持ち出しの制限のための改正の内容の一番の柱でご

ございますけれども、海外持ち出しについて、育成者権が及ぶようにするという改正をさせていただいております。これは、具体的には、品種登録を出願するときに、その指定国を指定した上で、この指定国以外への種苗の持ち出しを制限するという利用条件を農水省に届け出ていただくというものです。届出が行われますと、登録の際に公示をいたしまして、その公示されている種苗については、その指定国以外への海外持ち出しに対して条件に合わない利用をしているという位置づけの下、育成者権が及ぶということで、差し止めなどが可能になる制度です。

内容は13ページを見ていただきますと、海外に持ち出してよい特定の国がある場合には、指定をしていただければ、その国は自由に持ち出せるということです。この表で3つに分かれておりますけれども、現在の状況が左側の「制限なし」の状態でございます。UPOV加盟国には、買った苗を許諾なく持ち出すことができるという状況です。これを条件を届け出ていただくことによりまして、その指定国というのを指定すれば、そこには自由に持ち出せるということになりますが、「指定国なし」という形で条件を届け出ていただきますと、UPOV加盟国、例えば、この中には中国や韓国が含まれるわけでございますけれども、こういった国への持ち出しというのを、この育成者権をもって差し止めできるようになってくるということです。

個別の許諾で、例えば、海外登録のために品種を当局に提出したいというような場合であれば、これは、個別の許諾で持ち出すことができますので、基本的には、この「指定国なし」の形で届出を頂くということが、ほとんどの場合になってくるのではないかと、我々は見ているところです。

14ページでございますけれども、こういった海外持ち出しの制限につきましては、基本的には、出願時に条件を付けていただくということが基本ですけれども、現行の種苗法の下で、既に登録されている品種、あるいは既に出願が行われている品種につきましては、経過措置といたしまして、施行日は4月1日になりますけれども、ここから6ヶ月間、経過期間としてこういった品種についても届出を受け付けるということにしております。現在、公的機関の育成の品種についても検討していただいて、届出の事務を進めていただいているところでございます。

こういった品種につきましては、この4月以降にできるだけ早く、既存の登録品種への条件付与という形で公示をさせていただいて、海外持ち出しに育成者権が及ぶようにしていきたいと考えております。

15ページでございます。15ページは、この想定されていた栽培地域から外に持ち出されて栽培されるというのが、先程のシャインマスカットの場合は国外に持ち出されたという事例でございますけれども、日本の場合、各都道府県が県内農業の振興のために品種を開発しているというような事例もございます。そういった場合には県内限りというような形で産地作りをしていきたいという場合も、相当あるわけでございます。

こういった場合に、産地外に持ち出されて海賊版のようなものが作られますと、やはり、地域の産地作りをされている方からしてみると、やはり問題が多いということです。今回、国外持ち出しとほぼ平行な制度で、想定されている指定地域を届け出ていただく形にして、指定地域外の栽培についても育成者権が及ぶという形で新たな制度を設けているということでございます。このような形で、例えば、各都道府県の地域の品種の育種の促進にもつながればと考えているところです。

こういった品種につきましては、国内のものでありますので、地域外で既に登録品種を使っているような方がいらっしゃる可能性がある中で、こちらの地域指定の制度につきましては、先ほど、海外持ち出しのときに設けたような経過措置というのは設けないということで、令和3年4月以降の出願品種から条件の付与が可能になっているということです。

それから、17ページです。登録品種の増殖は許諾に基づき行うということです。これは今まで、農業者が自ら次期作の種苗を増殖する、いわゆる自家増殖について、これまで種苗法の育成者権が及ぶ範囲の例外という形になっていました。そこが、海外に品種を持ち出されるときに温床になっている部分が否定しきれないということで、この種苗法の改正後、農業者が種苗を増殖する際には、例外なく、基本的には許諾を取ってやっていただくという形に変えていくということでございます。これにつきましては、令和4年4月1日から実施ということでして、現在、これに向けて現場への情報提供でありますとか、あるいは、この許諾手続を円滑に実施するための契約のひな型の策定を進めているところでございます。

18ページには、そういった許諾契約のイメージなどがございますけれども、これをもう少し作り込んだものを作成して現場の皆様にも提供していきたいということです。

19ページです。登録品種について、いろいろな条件が付与できる、あるいは、その管理をしっかりしていかなければいけないという観点から、この改正種苗法の下で登録品種については、登録品種である旨、それから、輸出の制限とか、先ほど申し上げた栽培地域の制限の条件を付けている場合には、そういった条件が付いている旨の表示義務というのが

課せられることになっております。これは、海外持ち出しの制限が始まる令和3年4月1日から始まるということですので、今、現場でも表示の切替えなどを一生懸命に進めていただいているところです。下の方に農林水産省令などで定められた、こういった表示の詳細のルールが書いてございますけれども、登録品種であるかないかというのがきちんと分かるように、それから、条件が付いているのかどうかというのがきちんと分かるように表示をしていただくということです。これをきちんと徹底していくことが重要ということでございます。

それから、22ページでございます。令和4年4月1日以降の出願品種については、出願を頂いた後、栽培試験なり現地調査という形で審査を進めていくこととなりますけれども、この審査に必要な実費相当額を手数料として頂くということになっております。

この部分につきましては、過去の審査実績をベースに、実費がどれぐらいということのをベースに手数料を定めるということで、今、検討の詰めが行われています。栽培審査につきましては、1年1回分の栽培試験の実費費用として、大体9万3千円という数字がありますので、こういった数字をベースに進めていくこととなります。そのほか、出願者が求めた特性を審査する場合、例えば病虫害抵抗性の調査をするというのであれば、その特別の試験をしなければいけないということになってきますので、それぞれ項目に対応した審査手数料というものが必要になってくるということです。これは、それぞれ特性ごとに設定されていくということになりますので、こういった意味で、今までの特性の中でも、それぞれの位置づけというのに差が出てくることになるということでございます。

23ページです。育成者権を活用しやすくするためにいろいろな措置が必要だということで、我々、植物体同士を比較するという中では、やはり、時の流れで、登録したときの植物体を保管して、侵害の対応に利用するというものには限界があると考えておまして、今般の改正の中で侵害が疑われる種苗と比較するものとして、登録時に作成された特性表と特性を比較することによって、裁判において推定が受けられるという制度を設けております。これにより、特性を比較するという形で、当時の植物体と比較することなく裁判を一応進めることができるというような制度でございます。そういう意味でも、権利を設定するに当たっての特性表の重みというのは、この改正の中で強くなっていると、我々としては理解しております。

これを、制度的にも、しっかり担保するものといたしまして、24ページでございますけれども、訂正制度というのを設けております。これは品種登録のプロセスの中で、登録の

前に出願者に対して登録予定の特性表をお知らせするというところでございます。その中で、育成者自らがこうだと思っているものと異なるような特性になっている場合には、訂正を求めるかどうかということをお検討いただいて、この一定の期間内に訂正の請求が可能だという制度です。当然、育成者が思っているものと違って、栽培試験で出てくる場合があるわけでございますけれども、しっかり、その差をきちんと訂正制度の中で解決して登録するというところでございます。

25ページは、そういった形で作られた特性表を使って、農林水産省の方で判定をする制度を設けております。これについては、特性表をもってしても個人の育成者権者が侵害立証をするというのはなかなか困難な面がある中で、こういった特性の評価、それから最終的な判断というところについては、農林水産省それから種苗管理センターに圧倒的にノウハウがありますので、そういったものを活用していただいて、侵害の対応の手続の中でも役立てていただくということを可能にする制度でございます。こういった形で提出いただく、あるいは通報いただいた侵害疑義品種と登録品種の特性表を比較するというような形で判定が受けられるということでございます。

そのほか、26ページには、職務育成の場合の規定をあらかじめ設けることができるというものです。それから、27ページになりますけれども、在外の出願者の場合の代理人の必置義務、それから、指定種苗の場合の表示についての規定の不明確な部分を整理した改正を行っておりまして、大宗の部分につきましては、この令和3年4月1日から施行を予定しています。自家増殖関係、それから審査関係のものにつきましては令和4年4月1日に施行を予定しています。先般、臨時国会におきまして、この法案が成立いたしましたので、若干、準備期間が短いところがございますけれども、今、鋭意、現場への浸透を図っている状況でございます。

以上です。

○茶園分科会長 どうもありがとうございました。

では、ただいまの説明に対しまして御質問、御意見等がございましたらお願いいたします。御質問、御意見等があられる方は、挙手を表示していただきまして、指名されましたらミュートを解除して発言をお願いいたします。

御質問、御意見はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

○茶園分科会長 では、長岡委員、お願いいたします。

○長岡委員 1つだけです。現在、農水省で公表されている品種名に関してなんですが、

数字で登録されている品種名が結構あるんですね。それが、実際、市場に出てくるときには、商品名に変わって流通しているんですけども、品種名の表記を徹底するのであれば、登録時にちゃんと販売時に使う名称とさせるという仕組みが必要じゃないかと思うんです。私の意見です。

○茶園分科会長 ありがとうございます。事務局、何かございますでしょうか。

○藤田室長 どうもありがとうございます。御意見は、実際には商品名とか、あるいは商標などで表示されているのが、一般流通で知名度がありますが、品種登録名が番号的なものになっているというものがかなり見られるということかと思います。ただ、種苗法においては登録品種名を使わなければならないということになっており、本来、品種登録する際にも、そういったことを念頭に、本来使うべき名称で品種登録していただくというのが望ましいということだと思っております。なかなか、そういう実態になってはおりませんけれども、種苗法においては登録品種名称をしっかりと使うというのが大原則でして、商標名を種苗に用いることは認められていないことになってございますので、まず、しっかりと登録品種名を使ってもら、場合によっては出願時にもそういったことを認識して、ちゃんと使う品種名で出願していただくというのが、本来あるべき姿だと思っております。

○茶園分科会長 よろしいでしょうか。

○長岡委員 分かりました。実際、流通の現場では、かなり混乱しているのが実態ですので、もっと強く指導していただくようお願いしたいと思っております。

○藤田室長 了解しました。

○茶園分科会長 ほかに何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

では、何かございましたら、また後ほどお願いするといたしまして。

それでは、諮問された事項につきまして事務局より説明をお願いいたします。

○前田総括審査官 資料4の内容、重要な形質の指定に関する説明資料の方で御説明させていただきます。「重要な形質」でございます。次、お願いします。

審議官の御挨拶にもありましたが、重要な形質はこの農業資材審議会の意見を聞いて、農林水産大臣が農林水産植物の区分ごとに定めることになっていまして、品種登録の要件のうち、品種特性にかかる区別性、均一性、安定性の3つの審査に用いられ、品種登録の適否を判定する要素となっております。また、今般の種苗法改正におきまして、法的に位置づけられました特性表を構成する要素にもなっております。したがって、定められた重要な形質以外の形質で差異がありましても、直ちに区別性として取り扱われることは

ございません。しかしながら、その形質の必要性が認められる場合には、手続きを踏んで、また、この審議会にお諮りし、重要な形質として追加できるようになってございます。

我が国の加盟するUPOVの一般指針では、育成者権が付与される品種が遺伝的に備えるべき要件として、以下の6つを示してございます。我が国では、審査要領におきまして同様の内容を記載し、「重要な形質」として定めた上で、審査基準として特性審査に利用しております。読み上げますと、①一定の遺伝子型又はその組合せの結果発現するもの、②ある環境条件の下で、十分な一貫性と再現性があるもの、③品種間で区別性を確定できる十分な違いがあるもの、④詳細な定義及び認識が可能なもの、⑤均一性の要件を満たすもの、⑥安定性の要件を満たすもの、でございます。この均一性とは、同一世代の植物体全てが特性の全部において十分類似していることとございまして、安定性とは、繰り返し繁殖させた後も特性の全部を維持していることとございます。

次、お願いします。

次に、「我が国の審査基準とUPOVテストガイドラインとの関係」でございます。

我が国の審査基準は、今回御審議いただくものを含めまして現在699種類でございます。

一方で、UPOVのテストガイドラインは333種類でございます。この両方に共通する審査基準が232種類ございまして、このうち、我が国の審査基準がUPOVのテストガイドラインに整合しているものが現在182種類でございます。また、我が国の独自の審査基準が467種類でございます。一方で、我が国にないUPOVのテストガイドラインは97種類ございます。UPOVでは、農作物、野菜、果樹、観賞植物、この4つの技術作業部会ごとに毎年、会合を開催し、テストガイドラインを植物種類ごとに作成しております。また、UPOVのテストガイドラインの合計数ですが、数字が若干合わないと思いますが、例えば、これはUPOVでは属で1つのテストガイドラインであるところを、我が国では、審査の運用上、審査基準を「属」ではなく「種」に分けているというふうなものがございまして、若干、数字が合わなくなっております。

次、お願いします。まず、資料訂正がございます。諮問一覧表の2番、「UPOVテストガイドラインへの準拠等に改正するもの」、お配りしています資料には1番に「レタス」が入ってございました。3番の4番目に「アジサイ」がございまして、それは単純に入れ違って記載されていますので、3番の「ぶなしめじ」を、ちょっと順序を入れ替えて4番と5番にした形、画面に映っているのが見えたら、赤字に訂正したように修正をお願いします。

それでは、次、お願いします。

まず、初めに「区分を新設するもの」でございます。最初に「ダッタンソバ種」です。本種はタデ科ソバ属に属する食用作物ですが、これまで、いわゆる普通ソバの審査基準に含まれておりましたが、ソバ種はUPOVのテストガイドラインが作成されており、ソバ種のみが、これに準拠した形で、昨年、独立した審査基準として作成されていますことから、UPOVのテストガイドラインの策定されていないダッタンソバにつきまして、改めて審査基準を検討し、新規に重要な形質として作成するものでございます。

委員からは、形質の表記方法等について御照会があったほか、本種の繁殖様式がソバ属では数少ない自家受粉をする種であるということを御指摘いただきまして、審査基準案の中に反映させていただいております。

次、お願いします。次に「トウゴマ種」です。本種はトウダイグサ科トウゴマ属に属する主に種子からひまし油を取る工芸作物です。本種はUPOVテストガイドラインが策定されていますことから、これに準拠した形で新規に重要な形質を作成するものでございます。委員からの御指摘はございませんが、内部の審査基準の作成ルールに従いまして、一部の表記について修正を行っております。

次、お願いします。次に、「UPOVテストガイドラインへの準拠等により改正するもの」でございます。まず、「アジサイ」です。アジサイはアジサイ科アジサイ属に属する観賞樹でございます。なお、形態的に大きく異なる一部の種及びその交雑種は対象から外すとともに、他属に属しておりましたが、近年アジサイ属に分類が変更された種につきましては、本基準の適用の可否につきましては、検討した上で用いることを基準の中で付記しております。現行の審査基準は、いわゆる旧形式のものでございますが、UPOVのテストガイドラインが作成されていることから、これに準拠する形で形質の見直し、標準品種の追加等を含めた検討を行った上で重要な形質を改正するものです。委員から種間雑種由来の品種の花芽形成の時期や部位について形質を追加してはどうかという御提案がございました。これらの形質の必要性につきましては認識しておりまして、現在のUPOVテストガイドライン作成時に我が国からUPOVの技術作業部会の方に提案した経緯がございますが、当時は、まだ時期尚早で加盟国のコンセンサスが得られず形質は加えられておりません。次回のUPOVのテストガイドライン改正時には形質を追加できるよう提案したいと考えております。また、委員から、試験方法に関わる処理名等について御指摘を頂き、これを踏まえまして審査基準案の中に反映させていただいております。

次、お願いします。次に「しいたけ」です。本種はハラタケ目ホウライタケ科に属する食用のキノコです。その他政令で定める植物におきまして、子実体の生産のために栽培されるものに限るとして32種類のキノコを定めており、しいたけはこのうちの一つになります。現行の審査基準はいわゆる旧形式のものです。UPOVのテストガイドラインが策定されていることから、これに準拠した形で形質の見直し、標準品種の追加等を含めた検討を行った上で、重要な形質を改正するものです。委員から、最新の学名や形質名等に御指摘を頂き、これを踏まえまして審査基準案の中に反映させていただいております。

次、お願いします。続きまして「シソ属」です。本属はシソ科に属し主に「シソ種」と「エゴマ種」の2種を対象としていまして、野菜に分類されているものでございます。現行の審査基準はいわゆる旧形式のものです。UPOVテストガイドラインが策定されていることから、これに準拠する形で形質の見直し、標準品種の追加等を含めた検討を行った上で、重要な形質を改正するものでございます。UPOVテストガイドラインに準拠することで、エゴマに必要な種子に関する形質も追加される形となっております。

次、お願いします。続きまして「コムギ」です。本種はイネ科コムギ属に属する普通コムギ種で食用作物です。本種の審査基準は旧のUPOVテストガイドラインにおおむね準拠した形ではありましたが、UPOVテストガイドラインが改正され形質の追加等の見直しが行われたことから、最新のUPOVのテストガイドラインに準拠する形で形質の見直し、標準品種の追加を含めた検討を行った上で重要な形質を改正するものです。

次、お願いします。続きまして「審査の運用の結果等により改正するもの」でございます。まず、「あらげきくらげ」ですけれども、本種はキクラゲ科キクラゲ属に属する食用キノコでございます。政令で定める植物32種類のうちの1つであり、現行の審査基準はいわゆる旧形式のものです。審査の運用の結果、改正するものです。

改正に当たりましては、UPOVテストガイドラインに準拠した、しいたけの審査基準案を参考にして形質を見直し、標準品種の追加等を含めた検討を行った上で作成したものです。委員からは、形質名や用語の統一等、多数の御指摘を頂き、これを踏まえて審査基準案の中に反映させていただいてます。

次、お願いします。続きまして「えのきたけ」です。本種はタマバリタケ科エノキタケ属に属する食用のキノコです。こちらも政令で定める植物32種類のうちの1つになります。現行の審査基準はいわゆる旧形式のものです。審査の運用の結果、改定するものです。改正に当たりまして、こちらもUPOVのテストガイドラインに準拠した、しいたけの審

査基準案を参考にして形質を見直し標準品種の追加等を含めた検討を行った上で作成したものです。委員から、形質名の英語表記等に御指摘を頂いており、これを踏まえて審査基準案の中に反映させていただいております。

次、お願いします。続きまして「カンゾウ」です。カンゾウはマメ科カンゾウ属に属するウラルカンゾウ種とスペインカンゾウ種の2種を対象としていまして、両種とも主に薬用成分等を収穫目的とする工芸作物です。現行は、ウラルカンゾウ種のみを対象としていまして、そういう基準でしたが、審査の運用の結果、形態的に類似するスペインカンゾウ種を適用拡大する形で形質を見直し、標準品種の検討を行った上で重要な形質を改正するものです。委員からは、最新の学名表記や形質名等、多数御指摘を頂きました。UPOVテストガイドラインの作成ルールを優先した箇所を除きまして、御指摘を踏まえて審査基準案の中に反映させていただいております。

次、お願いします。続きまして「ぶなしめじ」です。本種はキシメジ科シロタモギタケ属に属する食用キノコでございます。こちら、その他政令で定める植物32種類のうちの1つです。現行の審査基準はいわゆる旧形式のものです。審査の運用の結果、改正するものです。改正に当たりましては、UPOVテストガイドラインに準拠した、しいたけの審査基準案を参考として形質を見直し、標準品種の追加等を含めた検討を行った上で作成したものです。委員からは形質名の表現の統一や英語表記等、多数御指摘を頂き、UPOVテストガイドラインの作成ルールを優先した箇所を除きまして、これらを踏まえて審査基準案の中に反映させていただいております。

次、お願いします。続きまして「レタス」です。本種はキク科チシャ属に属する野菜です。本種の審査基準は、既に、UPOVテストガイドラインに準拠しておりますが、UPOVテストガイドラインが幾度と改正され形質の追加等の見直しが行われていることから、審査の運用の結果、最新のUPOVテストガイドラインに準拠した形で形質を見直し、標準品種の追加を含めた検討を行いまして重要な形質を作成したものです。

お配りしておりますレタスの資料には、我が国では発生がないか、極めて少ないとして「べと病抵抗性」と「アブラムシ耐性」につきましては外してお示ししております。しかし、画像を見ていただくと分かるんですけども、今後UPOV加盟国間の審査協力が円滑に行われるためには重要な形質として残しておく方がよいという御意見もあり、委員からも重要であるという御意見を頂きましたので、この2形質につきましては加えることとしております。お示ししているパワーポイントの画像では、含めた形でお示ししており

ます。

次、お願いします。続きまして「稲種」です。本種はイネ科イネ属に属する食用作物です。本種と形態的に類似する交雑種につきましては、本基準案が適用可能か検討した上で用いると付記しております。本種の審査基準は、既にUPOVテストガイドラインに準拠しておりますが、UPOVテストガイドラインが改正され形質の追加等の見直しが行われていることから、基準の運用の結果、改正するものでございます。改正に当たりまして、最新のUPOVテストガイドラインに準拠した形で形質を見直し、標準品種の追加を含めた検討を行い重要な形質を作成したものです。

次、お願いします。続きまして、「ニヨウマツ」です。ニヨウマツはマツ科マツ属に属するクロマツ種及びアカマツ種を対象とする林木でございます。また、これと形態的に類似する近縁種につきましては、本基準案が適用可能か検討した上で用いると付記しております。ニヨウマツは、これまでクロマツ種とアカマツ種のそれぞれ別に重要な形質を定めておりましたが、両種はもともと形態的によく類似している上に、両種の交雑品種の育成が盛んになっているという状況から、このたび、審査の運用の結果、形質を、この2種をくっつけた形で改正するものです。両種とも、いわゆる旧形式の審査基準ですが、形質の見直し、標準品種の検討を行った上で重要な形質を作成したものです。

次、お願いします。最後になりますけれども、「小豆種」になります。本種はマメ科ササゲ属に属する食用作物でございます。本種の審査基準は既にUPOVテストガイドラインに準拠しておりますが、UPOVテストガイドラインが改正され形質が追加されたことから最新のUPOVテストガイドラインに準拠した形で形質を追加し、標準品種を含めた検討を行い重要な形質を作成したものでございます。

重要な形質の御説明は以上でございますが、諮問事項につきまして、本年2月4日から3月5日までの間、国民一般から広くパブリックコメントを募集いたしました。告示改正の内容に関する御意見はなかったことを、ここに報告いたします。

以上でございます。

○茶園分科会長 どうもありがとうございました。

では、ただいまの事務局の説明を踏まえまして、本事項につきまして御審議をお願いしたいと思います。今回は、食用作物、工芸作物、野菜、観賞樹、きのこ及び林木について諮問案が示されております。そこで、最初に、これらを御専門とされる委員の先生方からコメントを頂戴したいと思っております。

それでは、まず、食用作物のダッタンソバ、コムギ、稲、小豆につきまして浅木専門委員からコメントをお願いいたします。

○浅木専門委員 食用作物担当の浅木です。よろしくお願いいたします。案について、まず、ダッタンソバについて拝見させていただきまして、御提案の改正案のとおりで結構かと思いましたので、修正箇所はないかと思いました。次に、コムギについてですが、コムギについても具体的に記載されておりまして、より分かりやすくなったかと思いました。それから、次が稲です。稲についても具体的に分かりやすく改正されているような気がしまして、御提案のとおりで結構かと思いました。それから、小豆についても、御提案のとおりで結構かと思ったんですけれども、学名の下側の「V i g n a」がない方の学名が必要なのかなのかなというのが少し疑問で、上の方の「V i g n a」の方だけでいいんじゃないかなと思ったんですけれども、そのところだけ、もう一回、検討をお願いできればと思いました。

以上です。

○茶園分科会長 どうもありがとうございました。よろしいでしょうか。

では、続きまして、工芸作物のトウゴマ、カンゾウにつきまして河野専門委員からコメントをお願いいたします。

○河野専門委員 河野です。拝見させていただきまして、トウゴマに関しましては、特に問題等ございません。そして、カンゾウの方につきましては、あまり本質的ではないと思いますが、特性表の中の「一茎」の「一」ですね、アラビア数字か漢数字か統一されておりましたので、どちらかに統一をお願いしております。そして、適切に修正していただけたと思いますが、多分、最新版の方で形質番号35番の「1株」の「1」がアラビア数字のまま残っているということで、これを漢数字の方に訂正していただけたらと思います。

以上でございます。

○茶園分科会長 どうもありがとうございました。では、続きまして、野菜のシソ、レタスにつきまして、彦坂委員からコメントをお願いいたします。

○彦坂委員 彦坂です。レタスについて、先ほど、事務局の方から御紹介がありましたように、新しくUPOVに対応した方がいいという御意見があつて、私もそれに賛同いたします。これから国際化が必要ですので、できるだけUPOVに合った項目を入れていく、それに対応していくということが必要だと思いますので、それで進めていただけたらと思

います。それ以外の野菜については特に指摘事項はありません。

以上になります。

○茶園分科会長 ありがとうございます。

では、続きまして、観賞樹のアジサイにつきまして、柳下委員からコメントをお願いいたします。

○柳下委員 柳下です。アジサイに関しましては、観賞性を表す形質を取り上げていただいております、特に項目については問題ないと思われます。また、説明資料についてもイラストですとか写真が多用されていて、とても見やすくなっているのも、使いやすくなったなという印象を持ちました。

以上です。

○茶園分科会長 ありがとうございます。

では、同じくアジサイにつきまして西川専門委員からお願いします。

○西川専門委員 私は資料の14ページにあった形質番号50の「装飾花の花色の変化性の有無」というところが気になったんですけれども、pHを変えるのがスタートから変えるのかなとか、あと、私たちが栽培していると最終鉢上げでpHを変えたりして花の色をちょっと濃くしたりというようなことをやる時があるので、酸度を変えるのはいつからかなという、あと、栽培をするとき肥料で発色が幾分変わると思うんです。そこら辺をまず気にして栽培をして、あとは、調査が変化性の有無だけだったので、発色の濃いとか薄いとか変化の基準がほしいかなと思いました。

以上です。

○茶園分科会長 ありがとうございます。では、きのこのしいたけ、あらげきくらげ、えのきたけ、ぶなしめじにつきまして山田専門委員からコメントをお願いいたします。

○山田専門委員 よろしくをお願いいたします。しいたけの件で、UPOVのガイドラインに沿って修正をした、それに沿ってほかのキノコについても表記の統一を図っていったということで、分かりやすくなってよかったと思います。

今日の資料には直接は関係ないんですけれども、きのこで毎年のように種の定義と言いますか、研究が進んで交配するしないということで新しい知見が増えてきて、時として名前が混乱することがありますので、そういったことを常に踏まえながら検討を進めていただければいいかなと思っています。

以上です。

○茶園分科会長　ありがとうございました。

では、続きまして林木のニヨウマツにつきまして、また、西川専門委員からコメントをお願いいたします。

○西川専門委員　すみません、林木はちょっと、ほかのことでしたら、ちょっと意見はあったんですけれども、申し訳ないです。そちらの方は考えてなかったです。すみません。

○茶園分科会長　ニヨウマツはどなたにお聞きしたらよかったのでしょうか。

○西川専門委員　せいぜい、マツに関しては、試験する調査苗が実生苗か接木苗かどちらを使うのかなという疑問は持ちました。

○茶園分科会長　どうも、ありがとうございました。

では、その他、委員、専門委員の先生方、何かございましたら、御自由に御意見を願います。

何かございますでしょうか。

○山田専門委員　よろしいですか。

○茶園分科会長　はい、お願いいたします。

○山田専門委員　信州大学の山田ですけれども、ニヨウマツの件でちょっとお伺いしたいんですけれどもよろしいですか。

○茶園分科会長　お願いいたします。

○山田専門委員　普段、私、マツタケ等のマツとの共生をしているキノコを扱っていて、よく、そういった中で品種で抵抗性のマツが育種をされているわけですが、今回、現行基準にある病害性というところから見ると、削られているような印象を受けたんですけれども、この辺の扱いというのはどういうふうになっているのか、ちょっと概略を教えてください。

○茶園分科会長　どうもありがとうございました。

事務局の方で何かございますでしょうか。

○前田総括審査官　このニヨウマツだけではなくて、ほかもそうなんですが、この後の説明にも関連しますけれども、重要な形質の中に、今後、病害についても重要な形質ができるだろうということで旧形式の基準におきましては、単に病害抵抗性とか虫害抵抗性という代名詞で重要な形質が定められております。今改正している段階ですが、まず具体的なものがない病害抵抗性については、一旦取り除いて、例えば、「マツ枯れ病」だったら「マツ枯れ病」の抵抗性の検定法を伴った、評価法を伴った形で、また復活させようとい

うことで、今考えております。まずは、代名詞的なものは取り除くという作業を行っておりますので、今後、重要病害が具体的になりましたら、また、その重要病害を検定法を伴った形で追加していくという形になるかと思えます。

○山田専門委員 よく分かりました。ありがとうございます。

○茶園分科会長 ほかに何かございますでしょうか。では西川専門委員。

○西川専門委員 薬草としてウラルカンゾウを育てているんですけども、薬草園の皆さんは、ウラルカンゾウの長さを確保するのに、長い筒で栽培してなるべく長いものを育てるように努力されているんですが、今回、根の数と太さは出ていたんですけども、長さは気にしなくていいのかなという疑問は持ちました。

○茶園分科会長 ありがとうございます。

いかがでしょうか。ほかの方も何かございますでしょうか、この点に関しまして。

○河野専門委員 基盤研の河野ですけども、よろしいでしょうか。

ウラルカンゾウの薬用部分の長さなんですけれども、これは栽培地によって様々ということで、なかなか規定できない、多分、同じ品種でも土壌の成分等によって、また、どこまで潜っていくかというのは予測ができない点になりますので、ちょっと形質としては難しいんじゃないかと思えます。

○西川専門委員 ありがとうございます。

○茶園分科会長 どうもありがとうございました。

ほかに何かございますでしょうか。

先程の小豆の学名などについてお願いします。

○前田総括審査官 アジサイの処理については、委員から御指摘がございまして、処理のやり方は変わりませんけれども、処理名については酸性とアルカリ性だったんですけども、低pH区と中pH区にして、いわゆる誤解を招かないような表記に修正をしております。

旧学名ですが、小豆につきまして、四角のカッコ書きで書かれているのは必要ないという御意見でしたけれども、これは古い分類学上の学名でして、これは分類学のルールにのっとって、以前使われていた学名が分類が変わって混乱しないようにということで、旧学名を四角のカッコ書きで付けるというルールに基づいて書いております。本来なら、もう既に新しい学名だけでよろしいんですけども、そういうルールになっているということで御理解いただければと思います。

○西川専門委員 ありがとうございます。承知いたしました。

○茶園分科会長 ありがとうございます。

ほかに何かございますでしょうか。

それでは、皆様からの御意見を踏まえまして、農林水産大臣に当審議会の意見を答申したいと思います。

御意見を伺った限りでは、基本的に、この改定案どおりでよろしいかと思えますけれども、それでよろしいでしょうか。その他、誤字等、先程も若干の字句修正等がありました。誤字等があった場合の修正等につきましては、告示を改正する際に反映するというところで、事務局に一任をするということにさせていただきたいと思えますけれども、それでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○茶園分科会長 どうもありがとうございます。

では、御異議がございませんようですので、諮問に対する答申案を、事務局より画面に共有させていただきます。

(答申案共有)

○茶園分科会長 読み上げますと、令和3年2月25日付け2食産第5943号をもって諮問のあった標記の件につきましては、審議の結果、別紙のとおりの内容で指定するのが適当である。委員の皆様、これでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○茶園分科会長 では、御異議がないようですので、これを答申とさせていただきます。どうもありがとうございました。

では、続きまして、先ほどもちょっと言及されましたけれども、「改正種苗法における重要な形質の考え方」につきまして事務局より説明をお願いいたします。

○藤田室長 資料5をお願いいたします。「改正種苗法における重要な形質の考え方」という資料をお配りしております。

1ページをお願いいたします。今日も御審議いただきましたとおり、種苗法においては、「重要な形質」というのは、区別性、均一性、安定性の要件を満たす場合に品種登録ができる、そういった特性です。これについては、法改正前後で変わるものではございません。一方、今回、改正種苗法においては育成者権の範囲を明確化することによって権利行使を容易にする、そういった観点から重要な形質についての取扱いが明確化されているという

こととございます。

下に主な事項を書いておりますけれども、まず1点目です。品種登録に際しての特性評価の明確化、これをしっかりと法律に位置づけてございます。品種登録の要件に該当するかの判断に当たっては、出願品種と公然知られた他の品種との特性の相違の内容及び程度、これらの品種が属する農林水産植物の種類及び性質等を総合的に考慮して判断する、そういったことが、法律上明確化されたというところです。

続きまして、特性表の効果の法定化というのがございます。品種登録の際の品種の特性を記録した審査特性を特性表と言っておりますけれども、この特性表と侵害が疑われる種苗の特性を比較することによって、育成者権が及ぶ品種であるかどうか、これを推定することができる。こういうふうに、重要な形質に基づいて審査された特性、特性表が育成者権が及ぶ品種であるかどうか、その判断において推定するというところに法的効果を持たせたというのが2点目です。

それらに伴いまして、幾つかの明確化ということですが、次は、出願の際の記述でございます。品種登録を出願する際に、出願品種の特性というのを願書に記載することを求めるということにしております。あわせて資料等の提出も求めることになるということです。

さらに、その下でございます。品種登録された際ですけれども、品種登録後にも品種の審査特性というのを記載することとしてございます。それから、このように特性表というのをしっかりと法的に位置づけたということになります。先ほど、最初にも説明がありましたとおり、特性表について品種登録する前に訂正することができる訂正制度というのが、新しく設けられております。品種登録する前に、農林水産省の方から出願者に対して審査された特性、審査特性というのを通知いたします。出願者は、審査特性が事実と異なる、そういうふうに考えられる場合は、訂正を求めることができる、そのような規定が盛り込まれてございます。

その下でございます。判定制度というのも新しく設けられたということです。

先ほど申し上げたように、特性表に基づいて育成者権が及ぶ品種であるかどうかを推定できる、そのような規定がございますけれども、その推定に当たって、利害関係を有する者が農林水産大臣に対して、特性表により育成者権が及ぶ品種であるか、これを判定することを求めることができるようにしています。これによって、育成者権侵害があった際の侵害の立証とか、それから対抗することが容易になるということが期待されるというものです。

このほかでございますけれども、出願品種の審査に当たっては、現地調査又は栽培試験を行う場合には、審査手数料を徴収する、そういったことが新たに設けられたということです。

2ページをお願いいたします。このように、法律上、改正種苗法において、重要な形質の取扱いが明確化されたということ、あわせて審査を行うに当たっても効率的な審査を行って早期に品種登録できるようにするということも求められているところでございます。さらに、審査手数料がかかるということになりますけれども、その出願者の負担を合理的な範囲とすること、そういった観点から、重要な形質についての審査における取扱いを明確化する必要があるというふうに考えています。

具体的には、その品種が出願された場合には必ず審査する形質、ここでは必須形質とっておりますけれども、その必須形質と、出願者が求めた場合に限り審査する形質の選択形質、この2つに重要な形質を区分して、そして審査をするということにしたいと考えております。

下に2つに分けて書いていますが、まず、必ず審査する重要な形質「必須形質」でございます。これについては主に通常、標準的実施方法の栽培試験等で確認できる形態的な特性が主であろうというふうに考えております。ただし、植物によっては別途の試験・分析を要する特性というのも含み得るというふうに考えております。この植物を、ある特定の植物種類を審査するに当たっては、この必須形質の審査は必須であるということになるということでございます。

一方で、その下でございます。出願者が求めた場合にのみ審査する形質「選択形質」ですけれども、これについては病虫害抵抗性とか、別途の試験や分析を要する特別な特性というのを主に想定しているところでございます。これについては、出願者が裏付けとなる資料を提出するということとして、具体的には、今検討中ですが、50植物区分、220形質程度を想定しているところです。

このように2つに分けて審査を行う、その効果でございます。必須形質の右のところに書いていますけれども、多くの品種、出願品種の多くは標準的な栽培試験のみで審査できるということです。必須形質と選択形質を分けることによって、早期に品種登録することができるということです。

栽培試験を行う場合の審査手数料、これは1出願品種当たり、検討中ですが、9万3千円、1回1年程度を想定しておりますけれども、このくらいの額において品種登録

に至ることができるということです。ただし、植物によっては、別途の試験を要する場合もあるということです。その場合には、別途の費用がかかるということになります。必須形質の中の特別な形質、それから選択形質、こういったものについては別途の試験、分析を要する場合に行うこととなりますけれども、特に選択形質については、出願者が、例えば、病虫害抵抗性があるということで品種開発をした場合に、これを特性としてしっかりと主張したい場合には、願書にその旨を書き添えて、そういった主張がある場合には審査をしたいと考えております。この試験については別途の費用が掛かるということとなりますけれども、出願者から信頼性のある資料などが提出された場合には別途の試験や分析を行わず登録することも可能であろうと考えているところです。

これらと併せて、先ほどニヨウマツのところで、少し御議論がありましたけれども、旧形式の審査基準についての見直しを行いたいと考えております。古い形式、UPOVテストガイドラインに調和していないような旧形式の審査基準の中には、調査対象が明確でないとか具体的な定義がない、そういったものがございまして、出願されても審査がなかなか実施できないといったものもございます。こういったものについては、これまでも、出願がありましたら改めて審査基準を検討した上で審査してきたというところですが、今回、このように必須形質、選択形質を分ける中で、まず、現在は、具体的に定義がないとか調査対象が明確でないということで、審査が困難であるというものについては、一旦、重要な形質から外して整理する。その上で、今後、出願の実態に応じて追加していく、そういったような形で重要な形質を整理したいと考えております。これについては、350植物区分、2,000程度の形質を想定しているところでございます。

3ページをお願いいたします。今申し上げたようなことになると、出願のときに、出願者の方が願書にこのような記載をしていただく必要がある。重要な形質について3つの区分に分けた上で記載していただく必要があるということでございます。必須形質については、必ず記載が必要な形質と、記載任意のものがあるということございまして、必ず書いてもらわなくてはならない形質については必ず審査して特性表に記載するということになりますし、出願者は、そこについて、審査特性が適切でない場合には訂正を求めることができるというふうになっています。必須形質のうち任意の形質については審査はされることになりますけれども、出願者は出願時に記載した形質のみ訂正を求めることができる、そのような訂正制度との関係になるということです。

それから、選択の形質については出願時の記載が任意ということですが、これは出願時

に記載された形質のみが審査される。これは選択形質として記載しない場合には審査をしないということです。審査した場合は、当然、特性表に記載されるということになりますし、記載された場合には、訂正を求めることができる、このように仕分けをしたいというふうに考えているところでございます。

4 ページに、幾つかイメージを持っていただくための例として載せています。これは必須形質の中にも特別な試験を必要とするようなものがあるというような例として載せてございます。これは、実はUPOVの中で、こういうふうに仕分けられているものでございます。「ハウレンソウ」について、UPOVでは「抽だい期」というのが必須形質というのに当たっているということでございます。日本において、これを必須形質とする必要があるかということは、また検討した上で、御議論いただきたいというふうに考えております。コムギとかメロンについても同様に、病害抵抗性の中に「必須形質」というふうにUPOVで整理されているものがある。一方で日本において必要なものというのが、また別途あるというふうに考えてございまして、この整理については、またお諮りしたいと思っております。

それから、5 ページです。5 ページは、先ほど、「その他の見直し」というところでお示した整理をしたい形質でございます。これについては旧形質の審査基準というもので、幾つかの要件を満たすものについては一旦審査基準から外すということをしてほしいと思っています。具体的には6 項目挙げていますけれども、まず品種特性の対象が明らかでない、単に、病害抵抗性とか虫害抵抗性と書いているけれども、何を審査基準とするかというところが明確でないようなものは一旦外すということです。

また、2 番目です。客観的な評価方法の定義がないというものについても、これも必要があれば、客観的な評価と合わせて、重要な形質に追加していくということです。現在は客観的な方法がない、定義がないということでございますので、一旦、外させていただきたいと考えてございます。

それから、3 番目でございます。これは、現在、審査基準と言うか、重要な形質には位置づけられているんですけども、実際には環境影響などが非常に大きくある、再現性のある評価が困難である、そういった形質があるということでございます。そもそも、UPOVのガイドラインに合っていないと考えられるものも、現在、重要な形質に載っているものがございます。これについても、必要があれば、しっかりと定義を定め、測定方法などを定めて評価の基準を明確とした上で追加する、というような扱いにしたいと思っております。

います。

それから、4番目です。これは審査に長期間を要する形質ということです。これについても、審査の効率性という観点もございますので、一旦、外させていただくということを考えてございます。

それから5番目です。これはUPOVで、今認められていない、例えば、主観的な評価が基になっているような形質というのもございます。ここについては、実際に日本においては、こういったものが求められる。品種の特性というよりも、その品種としての優位であるところを表現するという中で、こういった主観的な評価というのが売り文句になったりする場合もございます。ただ、これについて、遺伝子型に基づく客観的な形質であるかどうかというところが必ずしも評価されていないということとして、特に主観的な要件でありますと、なかなか重要な形質として維持することは難しいのではないかと考えております。この辺りも、その品種の育成の方向性とか、我が国として必要かどうかとか、そういうことも含めて再度評価をさせていただいた上で、必要があれば追加するというようにしたいと思っております。

それから6番目です。これも加工技術など、品種そのものが持っているというものではなくて、加工技術においての影響が大きいといったもの、これも一旦、重要な形質から外した上で、これも場合によっては、育種の目標として重要なものもあろうかと思っておりますので、その場合にはしっかりと定義、評価方法などを定めた上で追加するといったことを考えていきたいということでございます。

右側には、例示が幾つか載せてございます。エクメア、グロリオサ、アシタバの例がございまして、いずれも出願品種、登録品種自体が余り多くないようなものでございますが、一旦、こういったアンダーラインが付いているところについては整理をさせていただいて、また、必要に応じて追加するというような形で検討させていただきたいと思っております。

最後、6ページでございます。そういった形で改正種苗法の出願に関するところ、特性表とか、そういったところについての施行は令和4年4月1日ということとして、それに向けて、これから農林水産省において重要な形質についての取扱いの明確化をしていきたいと考えております。今、御説明した中で、特に、その他のところの、「一旦整理するもの」については、これは審議会に諮問する事項になりますので、パブリックコメントを経て審議会で御議論いただくということを考えております。あわせて、必須形質、選択形質

を分けるというところについても、同じスケジュールで進めたいと思っております。ここについては、主には栽培試験、現地調査の手数料を定める省令としてもいろいろ料金を定めていくことになるんですけれども、必須形質、選択形質を告示に位置づけていきますので、併せて審議会の方に報告という形をさせていただきたいと考えているところです。

スケジュールとしましては、令和4年4月の施行に向けて、出願の準備もございまして、夏ごろに審議会に諮問するということを考えてございます。それまで、鋭意検討させていただきますし、折に触れて御相談することもあるかと思っておりますけれども、よろしくお願いいたします。

○尾崎課長 最終的に、告示と省令がそれぞれ準備が必要ということになりますけれども、必須形質、選択形質というところは、告示のそれぞれ形質がずらっと並ぶわけですが、その中で併せて整理していくということになるかと思っております。省令の方では、それぞれの形質に対しての必要な試験に要する費用というのが整理されていく、こういう感じのイメージで、今のところおります。

以上でございます。

○茶園分科会長 どうもありがとうございました。

では、ただいまの御説明に対しまして御意見、御質問等がございましたら、お願いいたします。何かございますでしょうか。

○藤田室長 中村先生が手を挙げていらっしゃるみたいです。

○茶園分科会長 中村委員、お願いいたします。

○中村委員 今回、この特性表を使って、要するに侵害対応のときの資料としても使うということに、今後していくというようなお話だったと思うんですけれども、結構、今の特性表を見ていると、栽培条件とかによって振れる形質も少しあるかなというふうには思うんですけれども、そのところは栽培試験で補っていくというような判断になるのでしょうか。

○藤田室長 おっしゃるとおりで、当然、ある環境の下では当然、区別されるとか均一であるということですが、栽培環境等に応じて振れるというものはございます。そういったところについては、侵害を立証する際には、最終的には特性表で判断できない場合には再度栽培試験をしてということになると考えておりますし、あと、我々としても、技術的に振れやすい特性かどうかといったところについての知見は集めていきたいと考えております。

○中村委員 あと、もう1点なんですけれども、手数料として9万3千円掛ける年が必要になるということだったんですけれども、例えば、果樹のような永年性作物では何年間で少し栽培試験期間が掛かると思うんですけれども、そういったときの費用の考え方というのはどうなりますか。

○藤田室長 今、想定しておりますのは、何年間で掛かるものについては、何年間分ということに考えてございます。これはあくまで、9万3千円というのは、これまでの平均でございまして、将来的に、ものによっても、1回、年間当たりの費用というのは、見直しをしていくということにはなります。ただ、いずれにしても果樹についても、結構、栽培するには手間が掛かりますので、それなりの費用が掛かることになるということは御承知いただきたいと思います。

○中村委員 では、実費に合わせて取っていくというような考え方ということですね、件数ではなくて。

○藤田室長 そうですね。例えば果実ができるまでに3年間掛かるような場合には3年分を頂くというような計算になります。栽培試験で行う場合ですね。

○茶園分科会長 よろしいでしょうか。

○中村委員 はい。

○茶園分科会長 ほかに何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

では、どうもありがとうございました。

それでは、議題は終了しましたので、これにて審議は終了とさせていただきます。

では、事務局に司会をお返しいたします。

○藤田室長 本日は御熱心な討議をありがとうございました。

このウェブ開催という中で、非常に勝手が分かりにくいところではございましたけれども、皆様の御協力のおかげで、無事、この審議会を進めることができましてありがとうございました。今後、告示改正の作業を進めてまいりたいと考えておりますので、今後とも種苗行政の円滑な推進に向けて御協力の程をお願いいたします。

○杉中審議官 最後に一言付け加えますと、今、説明があったとおり、毎回新しい品種の見直しということではなくて、既存の登録されている重要な形質も含めて、非常に量の多いものを短期間で見直すということが必要になってくると思いますので、我々も混乱がないように努めたいと思いますけれども、ボリュームが多いということなので、委員の皆様方にもいろいろお手数をお掛けすると思いますけれども、よろしくお願いします。

○藤田室長　それでは、これもちまして、種苗分科会を閉会させていただきます。
ありがとうございました。

午後　４時４７分閉会